

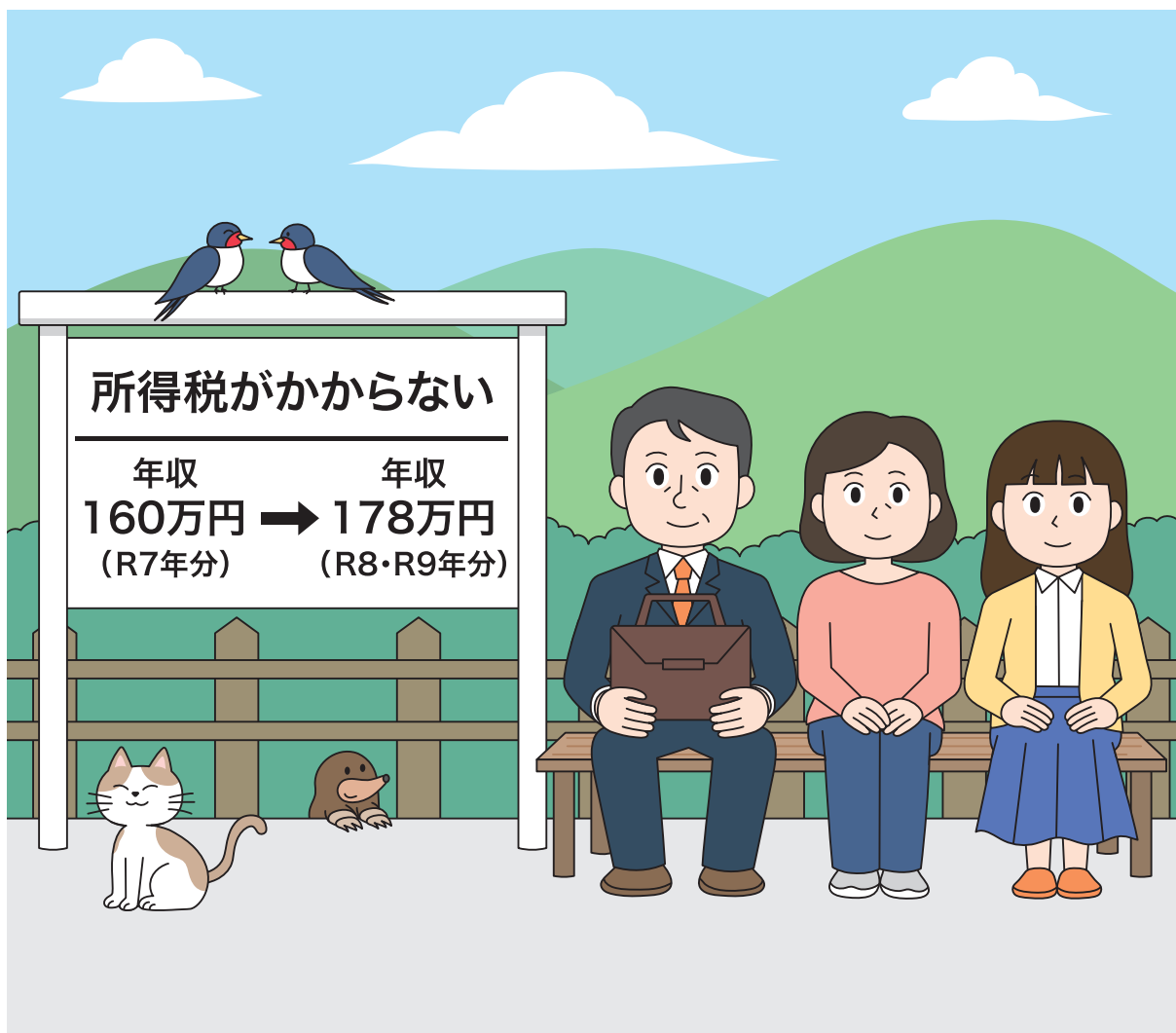
# 事務所通信

令和8年度改正所得税法臨時号

給与改定を検討している社長さん必見

5分で  
ポイント  
まるわかり!

## 社員の皆さんの手取り額が変わります



\* 「年収」とは、給与所得者の年間給与収入をいいます。  
\* 本臨時号は、令和8年4月1日現在の情報に基づいています。



## 2年連続大幅改正！ 令和8年分からの所得税

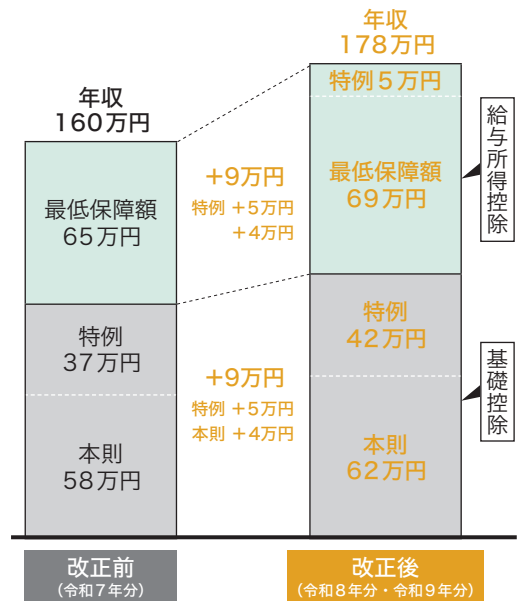
令和7年度税制改正により、所得税がかからない範囲は「年収<sup>\*</sup>160万円（基礎控除額95万円＋給与所得控除の最低保障額65万円）まで」とされました。令和8年度税制改正により、さらにその範囲が拡大し、所得税がかからない範囲は「年収178万円（基礎控除額104万円＋給与所得控除の最低保障額74万円）まで」となります（右）。この引き上げは、基礎控除および給与所得控除の最低保障額の見直しによるものです。

基礎控除については、本則（恒久的措置）として、合計所得金額2,350万円以下の人々の控除額が「+4万円」となりました。さらに、令和8年分および令和9年分に限り、基礎控除の特例（時限措置）が設けられ、合計所得金額に応じて控除額が上乗せされます（下表）。

加えて、給与所得控除の最低保障額が「65万円」から「69万円」に引き上げられ、かつ、令和8年分および令和9年分に限り「5万円」が上乗せされます。

※給与所得者の年間給与と収入をいいます。

### ■所得税がかからないライン



### ■基礎控除の額

合計所得金額	改正前	令和8年分 令和9年分	令和10年分～
132万円以下	95万円	104万円	99万円
132万円超 336万円以下	88万円		62万円
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円	67万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円		
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		
2,500万円超	-		

### ■給与所得控除の額（計算式／目安）

給与等の収入金額	改正前	令和8年分 令和9年分	令和10年分～
190万円以下	65万円	74万円	収入金額×30%+8万円*
190万円超 220万円以下	収入金額×30%+8万円		
220万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円		
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円		
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円		
850万円超	195万円(上限)		

\*69万円未満となる場合は、69万円

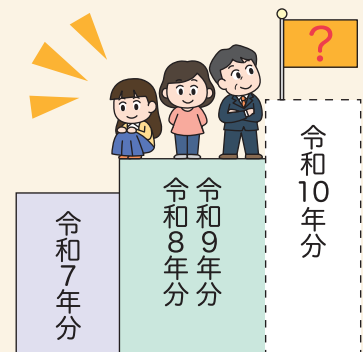


### フカボリ！ 基礎控除額等は、物価上昇に連動して2年ごとに見直されます

令和8年度税制改正により、物価上昇に連動して、2年ごとに基礎控除額等を見直すことが基本とされます。具体的には、①見直し前の基礎控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じることで調整（給与所得控除の最低保障額についても同様）②基礎控除額等の見直しが行なわれた場合、原則として当年の年末調整から適用（○年度税制改正の内容は○年の年末調整から適用＝令和8年度税制改正の内容は令和8年の年末調整から適用）——とされました。

令和7年分の、合計所得金額2,350万円以下の人々の基礎控除額（本則）は58万円、給与所得控除の最低保障額は65万円。これらの金額に、令和5年10月～令和7年10月までの2年間の上昇率（6.0%）を掛けて、令和8年分・令和9年分の基礎控除額（本則）および給与所得控除の最低保障額が「+4万円」とされました。

基礎控除額等を見直しは、今後も定期的に訪れることが想定されます。見直しが行なわれた年の年末調整および翌年の源泉徴収事務には、注意が必要です。





## 「納税者の8割」に恩恵！——“賃上げ”を後押しする改正です

令和8年度税制改正による基礎控除額・給与所得控除の最低保障額の見直しは、「働き控えの解消」および「手取りアップ」の観点から行われたものです。そのため、「合計所得金額489万円以下」の人の基礎控除額が最も大きく、「104万円」となっています。

「合計所得金額489万円以下」とは、給与収入に換算すると「年収665万円相当以下」となります。国税庁の「令和6年分 民間給与実態統計調査」によれば、給与所得者の平均給与は478万円（男性平均587万円・女性平均333万円）。

このため、給与収入を得ているほとんどの人——政府の試算では、納税者の8割ほどが対象——が所得税減税の恩恵を受けるとされています。減税による手取りアップに加え、「賃上げ」を後押しする効果もあり、「みんな」に恩恵がある改正といえます。その一方で、適用は「令和8年の年末調整で対応」とされているため、今年の年末調整も昨年同様、早めの準備と対応が必要です。



## 「配偶者（特別）控除」「特定親族特別控除」はどうなる？

基礎控除額と給与所得控除の最低保障額の見直しに伴い、令和8年分以後の所得税から、配偶者控除や扶養控除等の適用を受ける場合の合計所得金額等の要件が引き上げられました（下表）。

これにより、配偶者控除や特定扶養控除等の適用を受ける際の目安となる年収ラインも引き上がっています（次頁）。また、各種控除の控除額の判定区分も、令和7年分のものから変更されることになります。とりわけ、判定区分が3～5万円刻みで細かく設定されている配偶者特別控除や特定親族特別控除の適用については、注意が必要です。



所得控除の種類	適用要件		収入が給与所得だけの場合の給与収入の目安
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	<b>62万円以下</b> (改正前：58万円以下)	136万円以下 (改正前：123万円以下)
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	<b>62万円以下</b> (改正前：58万円以下)	136万円以下 (改正前：123万円以下)
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額	<b>62万円以下</b> (改正前：58万円以下)	136万円以下 (改正前：123万円以下)
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	<b>89万円以下</b> (改正前：85万円以下)	163万円以下 (改正前：150万円以下)
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額	<b>69万円</b> (改正前：65万円)	—



## フカボリ！ マイカー通勤者に対する通勤手当の非課税限度額も引き上げられました

通勤のために、マイカーや自転車などを利用している従業員等に支給する通勤手当の所得税非課税限度額について、令和8年度税制改正で右の通り拡充されました。

加えて、マイカー通勤者が会社周辺の駐車場を利用するなど一定の要件を満たしている場合、1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）が、通勤手当の非課税限度額に上乘せられます（いずれも令和8年4月1日以後支給される通勤手当に適用）。

今改正の対象となる従業員がいる場合、当該従業員の毎月の給与計算・源泉徴収事務に影響が出ることが想定されます。

通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上65km未満	38,700円
片道65km以上75km未満	45,700円
片道75km以上85km未満	52,700円
片道85km以上95km未満	59,600円
片道95km以上	66,400円

通勤手当について詳しくはこちらから  
国税庁Webサイト  
「通勤手当の非課税限度額の改正について」  
(令和8年4月1日現在)





## まだまだある！おさえておきたい「年収ライン」

社会保険の加入義務が発生する収入のラインや、配偶者（特別）控除、特定扶養控除・特定親族特別控除の適用が受けられる一定のラインなど、おさえておきたい「年収ライン」はまだいくつも存在しています（いずれも令和8年分・令和9年分）。あらためてチェックしておきましょう。

### ■ 社会保険

年収106万円以上

▶ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入

本人の年収が約106万円（105.6万円）以上となり、かつ、次の要件をすべて満たした場合、厚生年金保険・健康保険への加入義務が発生します。

- 従業員数51人以上の会社に勤務している
- 所定労働時間が週20時間以上30時間未満である
- 月額賃金が8.8万円以上である\*
- 2か月を超えて働く予定がある
- 学生ではない（休学中・夜間学生は除く）

※最低賃金の上昇により、令和8年10月、賃金要件は撤廃される予定です。これにより、いわゆる「年収106万円の壁」は撤廃される見込みです。

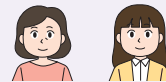


### ■ 住民税

年収119万円超

▶ 住民税がかかる

本人の年収が119万円を超えると、住民税がかかります（自治体によっては、119万円以下でも住民税均等割が課税されます／令和9年度分・令和10年度分に適用）。



### ■ 配偶者（特別）控除

年収136万円超・

年収169万円超・年収207万円超

▶ 配偶者の所得控除に影響

本人の年収が136万円を超えると、その配偶者（合計所得金額1,000万円以下の場合）は配偶者控除（最高38万円）の適用を受けられなくなります（かわりに、配偶者特別控除の適用が受けられます）。

本人の年収が169万円を超えると、その配偶者が受けられる配偶者特別控除の控除額が段階的に縮小します。

本人の年収が207万円超になると、その配偶者は配偶者特別控除の適用を受けられなくなります。



### ■ 社会保険

年収130万円以上

▶ 社会保険（国民年金・国民健康保険）に加入

本人の年収が130万円以上（基本給・賞与・通勤手当・時間外手当等を含む）になると、会社の規模等にかかわらず、原則として自身で国民年金・国民健康保険への加入義務が発生します（＝社会保険上の扶養範囲内ではなくなります）。

令和8年4月1日から、「配偶者（親）の社会保険上の扶養範囲内であること（被扶養者であること）」の認定は、「労働契約で定められた賃金等から見込まれる年間収入」で判定されています（認定日を基準とした取り扱い）。原則として、労働条件通知書等の書類に記載された契約内容から算出できる年収額が「130万円未満」であれば、予期せぬ残業等により実際の年収が130万円を超えても、社会保険上の扶養から外れない——という取り扱いとされています。



### ■ 特定扶養控除・ 特定親族特別控除

年収136万円超・

年収159万円超・年収197万円超

▶ 親等の所得控除に影響

生計を一にする大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等の年収が136万円を超えると、その親等は特定扶養控除（63万円）の適用を受けられなくなります（かわりに、子等の収入に応じて特定親族特別控除が受けられます）。

子等の年収が159万円を超えると、その親等が受けられる特定親族特別控除の控除額が段階的に縮小します。

子等の年収が197万円を超えると、その親等は特定親族特別控除の適用を受けられなくなります。



社会保険について詳しくはこちらから  
厚生労働省Webサイト  
「社会保険適用拡大特設サイト」  
(令和8年4月1日現在)



## 今年こそ、「書かない年末調整」でスムーズに！

——FXクラウドシリーズ（給与計算機能）で制度改正＆年末調整もらくらく対応！

令和7年分の年末調整では、配偶者特別控除や特定親族特別控除の控除額の判定・計算に四苦八苦された方も多かったのではないのでしょうか。令和8年分の年末調整も昨年同様、煩雑になることが想定されます。TKCのFXクラウドシリーズ「給与計算機能」＋「TKCまいポータル」なら、年末調整に係る申告書をWeb配付→従業員がスマホ等から必要事項を入力（控除額は自動計算）→入力内容は年末調整の計算に自動反映。年末調整事務が大幅に省力化！

「書かない年末調整」を今年こそ進めてみませんか。

「FXクラウドシリーズ」  
について詳しくはこちらから  
(令和8年4月1日現在)

